

西 綾 瀬 町 会 会 則

第一章 総 則

第一条 本会は西綾瀬町会と称し、事務所を会長宅に置く。

第二条 本会は西綾瀬一、二、三、四丁目（旧五反野東町会）の居住者及び事務所の代表を以って組織する。前項に該当しない個人及び法人その他の団体等にあつては、本会の事業を賛助するため賛助会員となることができる。ただし議決権は有さない。

第二章 目的と事業

第三条 本会は民主的な運営のもとに、自治生活の向上、並びに会員相互の親睦を深め、その発展を計るを目的とする。

第四条 本会は前条の目的達成のため、左の事業を行う。

- 一、防犯、防火に関する事業
- 二、保健衛生に関する事業
- 三、会員の文化向上、並びに青少年の健全育成に関する事業
- 四、婦人生活向上に関する事業
- 五、交通安全に関する事業
- 六、会員相互の福利厚生に関する事業
- 七、慶弔、祭事等に関する事業
- 八、環境浄化保全に関する事業
- 九、その他、前条の目的達成のための附帯事業

第三章 役員

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会 長 一 名
- 二、副会長 若干名
- 三、会 計 二 名
- 四、会計監査 二 名
- 五、常任理事 若干名
- 六、理事（含班長） 若干名
- 七、顧問、相談役 若干名

第六条 本会の役員は、左の方法により選出する。

- 一、会長、副会長、会計監査は、総会に於いて会員中より選任する。
- 二、理事は、各班ごとに会員中より選任する。
- 三、会計及び常任理事は、選任されたる理事中より、理事会に計り会長が委嘱する。
- 四、班長は、各班ごとに理事の中より選出する。
- 五、各班より選出された理事以外に、班長は推薦理事を委嘱することができる。
- 六、顧問、相談役は、理事会に計り、会長が委嘱する。

第七条 役員の内任期は二年とする。但し重任を妨げない。

第八条 役員の内任期期間中、事故ありたる時は理事会に計り、会長がこれを委嘱補充する。但し、任期は残任期間とする。

第九条 役員の内任務

- 一、会長は、本会を代表し、会務を総括し、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 二、会計は会費その他の出納事務を担当し、会計監査は、会費その他の出納事務を監査し会計報告を

審査する。

- 三、常任理事（各部部长以上の役員）は、会務を協議し理事会に提議する。
- 四、理事は、本会運営のための会務を処理する。
- 五、各部部长は、担当部門の運営を計る。
- 六、各班班長は、担当地区の連絡及び運営の円滑化を計る。
- 七、顧問、相談役は、会長の諮問に応じる。

第四章 運営組織

第十条 本会は、会務の運営及び事業の発展のため、左の部門を設け、各部は各々部会を開いて部の運営に当たる。

- 一、総務部
- 二、防犯部
- 三、防火部
- 四、環境衛生部
- 五、文化厚生部
- 六、交通安全部
- 七、青年部
- 八、婦人部

第十一条 本会の区域を班に分け、各班ごとに組長を置き、担当区域の運営に当たる。

第五章 会議

第十二条 本会の会議は、総会、常任理事会、部会とする。

第十三条 理事会以上の会議は、会長これを招集し、部会は、部長これを招集する。

第十四条 会員の3分の1以上の要望あるとき、又は理事会に於いて必要と認められたる時は、臨時総会を開くことができる。

第六章 経費及び会計

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第十六条 本会会員は、本会の運営、事業達成のため、町会費を拠出する。

第十七条 本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月末日に終わり、予算及び決算の収支を会員に報告しなければならない。

第七章 附則

第十八条 本会則は総会の3分の2以上の、出席者の議決によらなければ変更できない。

第十九条 本会則は昭和四十五年七月一日より実施する。

第二十条 本会の改正事項及び内規は次の通りとする。

一、部の運営の円滑を計るため、各部毎に部則を作ることができる。

二、昭和五十三年四月二十二日、第四章 運営組織一部改正。

三、平成元年四月二十九日 第六章 経費及び会計一部改正。

四、会員死亡による弔慰金は五千円とする。

五、火災、その他見舞金については適宜協議して決定する。

六、平成八年四月二十七日 第6章 経費及び会計一部改正。

七、平成十四年四月二十七日 環境調査部及び保健衛生部を統合し環境衛生部とする。

八、平成二十二年四月二十四日 第四章 青年部発足。

九、令和五年五月二十一日 第一章の一部改正。